長与町農業委員会会議録

令和４年５月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和４年５月農業委員会総会

１．日時　　令和４年５月２５日（水）　　９時３０分から１２時００分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１１名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　８番　山本　忠典　　９番　益冨　雅彦

１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子　　１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（１名）

７番　原口　司

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

８番　坂本　秀哉

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　１２番　原田　正利　　３番　原田　成信

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第４　　第３号議案　農用地利用集積計画について

第５　　第４号議案　令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

令和４年度最適化活動の目標の設定等について

第６　　第１号報告　農地改良届出報告について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　山﨑　昇

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主事　　竹中　敦月

事務局　皆さん、おはようございます。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中１１人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は、７名出席でございます。

本日の欠席者は７番　原口　司　委員、坂本　秀哉　農地利用最適化推進委員の２名です。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議長　それでは、令和４年５月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会　総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名　委員を２人、指名いたします。１２番　原田　正利委員。３番　原田　成信委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が１件。第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請が２件。第３号議案　農用地利用集積計画が３件出されています。報告事項は農地改良届出報告が１件です。また、本日、追加議案として、「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和４年度最適化活動の目標の設定等について」が出されております。

では、提出された議案の審議に入ります。第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、説明いたします。第１号議案の１ページをお開きください。

整理番号　４。申請地　長与町本川内郷（地番）。地目　畑。面積　１，４０２㎡　です。農地区分は、農用地区域内です。申請者は、譲渡人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、贈与による所有権移転です。備考欄に記載している通り、譲渡人は、高齢化による身体の不調のため、畑を適切に肥培管理することができなくなったため、譲受人に贈与することとなっております。譲受人の耕作地は、１９，２１５㎡、労働力は３人です。都市計画区以外となります。

土地の所在を説明します。議案書の２ページをお願いします。図面の左上の、（施設名）の南側に位置しており、赤色で表示してある場所が、申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、３ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

永冨　義徳　推進委員。

推進委員
１番

報告をさせていただきます。１６日の日にですね、午前中に水谷会長さんはじめ、事務局長さん、それから、森さん、そして、この土地の譲渡しのお世話をしておられました（氏名）さんでしたかね。と、それから、原口さんと益冨さんと私とで、現地を確認させていただきました。結構ですね、この場所は傾斜地でもありますけれども、（譲渡人）さんは御存じの方もおられますように自営業をされながら、ミカンをしておられたんですけれども、もうここにも謳ってありますように高齢化で、体調も不良ということで、もう、自分たちでは出来ないということで、（譲受人）さんのほうに、お願いをされたということでございまして、お二方もですね御親戚であられましてですね。そしてまた（譲受人）さんの息子さんも、もう今、一生懸命ミカンを頑張って作っておられます。それで、この譲り受けた場所も、上のほうは、レモンを（譲受人）さんが作っておられるんですよ。その下も続けてずっとレモンを植えるというふうなお話がありました。このことにつきましてはですね、もう何の問題もないかと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。
９番　益冨　雅彦　委員

９番

今、永冨さんのほうから説明があったとおりでございます。付け加えるといたしますと、現在は、原口委員さんが管理を手伝われてるということを伺っております。それと、現地につきましてはですね、モノレールをかけてありまして、共同で農作業をされてるようでございました。可能であればですね将来的に農道等が通せればいいなっていうふうに思ったのが感想でございました。以上でございます。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について、説明いたします。第２号議案の１ページをお開きください。整理番号　４。申請地　長与町岡郷（地番)。地目　畑。面積４．９２㎡。農地区分は、農用地区域外となっています。申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番)、(氏名）さん。譲受人が、長与町岡郷（地番)、(氏名）さん。申請目的は、売買による所有権移転です。施設の概要は、公衆用道路です。備考欄に記載のとおり、譲受人の自己所有地に通ずる農道が狭小のため、譲渡人から買い受けて道路を拡張するものです。区域区分は、都市計画区域外となります。

ここで、本日配布している、資料№１をご覧ください。１ページに写真を添付しておりますので、ご参照ください。なお、立地基準は、第２種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在ですが、２ページをお開きください。岡郷にある〇〇バス停から北側に、赤色で表示してある箇所が申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、３ページをご確認いただければと思います。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。

１１番　山口　多美子　委員。

１１番　５月１６日午後２時より、水谷会長、山崎局長、森係長、竹中さん、(譲受人）さん、坂本推進委員と私で、現地確認をしました。現地は、以前運搬車が通るぐらいの道幅でしたが、（譲渡人）さんの土地を買上げ、(譲受人）さんの土地とあわせて、軽トラックが通る道路を造られます。雨水は、既存の升に流して、(譲受人）さんの畑の水路を通って、海へ流します。以前は、(譲受人）さんの自宅から国道まで出てぐるーっと回って、畑まで行っていったそうですけど、すぐ家の横に、この道を造られるので、とても利用価値のある道を造られたなあと思いました。以上です。

１番　はい、ありがとうございます。ここはですね先ほど山口委員がおっしゃったように、上に菊のハウスがたくさんあります。巡回道路になるということと、もう一つは、（譲渡人）さんの土地も横に隣接をしているということで、そういうことで両方使い勝手がいいんじゃないかなというふうなことを感じております。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第５条の規定による許可申請を県へ申達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて、２件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　２件目です。第２号議案の１ページをお開きください。
整理番号　５。申請地　長与町本川内郷（地番）。地目　田。面積　６２６㎡。農地区分は、農用地区域外となっています。申請者は、使用貸人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。使用借人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、使用貸借権の３０年間の設定です。
施設の概要は、木造スレート葺平屋建てで、建築面積　１００．２０㎡、所要面積　６２６㎡です。備考欄に記載のとおり、使用貸人と使用借人は親子の関係で、申請地を無償で借用して農家住宅建築を予定しております。
参考資料として、本日配布している、資料№２の配置図を添付しておりますので、ご参照ください。雨水排水については、北側の水路へ放流、汚水排水については、南側にある前面道路の既設下水管に接続します。区域区分は、都市計画区域外となります。なお、立地基準は、第２種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。
土地の所在ですが、４ページをお開きください。本川内郷にある（施設名）から北西に位

置しております。赤色で表示してある、道路沿いの場所が、申請地です。
　なお、農地の正確な形状等につきましては、５ページをご確認いただければと思います。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
　永冨　義徳　推進委員。

推進委員１番　報告します。この場所も同じく１６日の午前中に、先ほど言いました方々と一緒に現地を確認させていただきました。この場所はですね、以前は田んぼやったんですけども、今きれいに泥で埋め込んでですね、きれいに整地をされておられるところでございまして、本当に環境的にも、いい場所で、非常にここはいいなあというようなことで見てきましたけれども、（使用貸人）さんの家族のほうも非常にこう、多くてですね、それで、結婚されて、子供２人ですかねおられますけども、家を建てて、そこに住まわれるということでございました。場所のですね家を建てられた後の庭の、汚水ですね雨が降った場合に、もうそのまま道のほうに流れるようになんか言われたんですが、そういうところも役場あたりでどうするか分かりませんけど、川のほうに、いちばん先の庭先のほうの、そこを作らんでもよかったかなあというふうな、感じはしましたけれども、ほかに問題はないと思います。もう非常にいいところです。以上です。

　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
　９番　益冨　雅彦　委員。

９番　今、永冨委員さんのほうから御説明がありましたとおり、問題ないと考えております。以上でございます。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
　１０番　柳原　厚志　委員

１０番　私のほうから、一応確認なんですけど、農家住宅を建てるということですけど、非常にこの屋敷自体がですね、６２６㎡ですか。これは、このままの分筆をせずにそのまま借りられるということになっていますけど、大体坪数になおせば、１９０近くになるんですよね。こういった、１軒の家でですね大体どれくらいの坪数で許可がとれるのかどうか。そこのとこ

ろ、私ちょっと知りたいんですけど、どうでしょうかね分かってる範囲でお願いしたいと思います。

１番　私のほうから説明をしたいと思います。ここの場合はですね分家住宅ということで、親子関係ですので、（使用貸人）さんの屋敷っていうのは、そんなに広くなくて小屋もあります。ですから、多分そこに小屋・車庫あたりも、入ってくるんじゃないかなということでですね、現在実家のほうにおらずに、（地区名）に住んでいらっしゃいます。家族がですね。やっぱりこうはまってそこに住む、農業の基地にするということであれば農家としてこれぐらいいるのかなと。もう今中心的には息子さんのほうが中心経営をされておりますから、農家であれば２００坪あってもしかるべきところかなというふうに思っております。非常に四方太陽も当たりますし、いい立地の場所ですから、それを例えば農家が切り売りして云々ということにはまずならんだろうということで、本来はですね、３００坪とか一反あたりをこうして、それを自分の住まいにした後他の者に分譲したりということの、それをですね、そういうところのチェックはやっぱりすべきだろうというふうに思ってます。普通は大体１００坪ぐらいがですね。一般の屋敷というふうに町なかで言われてますけども、この人の場合は、２００坪ぐらいあるのかな。なると思いますので、これとしては、いいのじゃないかというふうに、現地を確認して見てきました。そういうことでよろしゅうございますかね、まだ限定的にですね。基本では大体１００坪ぐらいを基準にしなさいというふうに指導しております。だから、一反ぐらいあったところはですね。農家の分家住宅で、その人は農業をしないというところ、（地区名）の例がありました。そのところは切りなさいという指導をしてきました。そうしないと、税金もかかりますよというふうなことで説明を加えておりましたけど、大体そういうところです。

１０番　はい。もう１点お聞きしたいんですけど、（譲受人）さんはもう専業農家でされているんですかね。

１番　そうですね、もともと（事業所名）に勤められていて、もう今はまって、あそこのハウスから野菜からですね。かなり、もう、農家としては、中心的なですね、年収もかなり上げていると思います。そういうことで、（譲渡人）さんの後継者として頑張っておられるということです。

議長　他にご意見・質問はありませんか。
２番　渡邉　章三　委員

２番　はい。資料のナンバー２ですね。ちょうどこの道路がカーブになってますね。ここは客土はするんですか、しないんですか。ここの三角のところにね。もう既に客土が幾らかしてあったので客土が全部されるのかなと。

事務局　はい、前面道路、このカーブのところが前面道路になるんですが、この部分については、段差が今ついているような状態で、高さはそこをスロープでおりるということでは聞いておりません。右側に農道があるんですけども、この農道にすりつけるような格好で農道と、宅地の高さが約３００ほどありますので、若干スロープでおりるような格好にはなるかと思うんですけども、そういう形状ということでお聞きしております。前面の町道側からの乗り入れっていうのは、右側から一部は入れるかなというぐらいのものにするというふうに聞いております。以上です。

１番　ここはですね先ほど永冨委員が言われたように、もともと水田にですね。客土をして野菜、特にジャガイモとか、そういうものをつくっておりました関係でですね、赤土を全面に埋め込んでおります。そのために、先ほどの説明の中にもですね雨水の話をされましたけども、宅地の雨水については、水路に持っていく。前面道路に流れる分については、町と立会いをしてくださいと。農林なのか、農道なので建設部門なのか、そこと確認をしてくださいということで説明しております。彼も土木のほうが詳しいのでですね、（施設名）におりましたから、分かりましたということで、そのときの答えを聞いてきております。そして埋立てについても、隣地の境界は確認をしてくださいということのアドバイスはしてきております。以上です。

議長　他にご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、この農地法第５条の許可申請を県へ申達することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第３号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。まず１件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第３号議案　農用地利用集積計画についてご説明します。

第３号議案をご準備ください。１ページから２ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。３ページをお開きください。

１件目です。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町吉無田郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、平木場郷（地番）の一部、地目　畑。面積　３９９㎡のうち２１８㎡です。利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は　果樹です。期間は、令和４年６月１日から令和２３年４月３０日までの１８年１１ヶ月です。期間が半端なのは、この両者間で、別に利用集積の契約をされており、その終期と合わせたいとの意向がありましたので、この期間となっております。今回は新規での契約となります。

土地の所在を説明します。５ページをお開きください。図面の右下の、平木場郷の〇〇バス停の北側に位置しており、赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

尾﨑　明光　推進委員。

推進委員
２番

現地の確認を、５月１６日の９時３０分より行いました。立会い者は（借主）さん。永田委員さん、水谷会長。あと事務局から山﨑局長、森係長、竹中さんで現地の確認を行いました。ここの土地につきましては１年ちょっと前にですね、隣接地を一応使用貸借でですね、借りておられて、その横の、今回の土地をですね。ちょっと荒れていたんですけども、そこも一緒にですね、果樹をですね、植えたい、整備をしたいということで今回申請をされておりますけれども、現地は隣接地と同じようにですね、草刈り等もきれいになされており、現地につきましてはですね、現在は栗の苗木が植えられているような状況で、現況につきましても何ら問題はないんじゃないかと思っております。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

５番　永田　好紀　委員。

５番　今、尾﨑さんから報告がありましたとおり、確認をしております。１年前にこの貸し借りの条件でされたわけなんですけども、その続きということで、お兄さんが、夫婦ともに仕事が出来ないということで、荒れていた畑を、この弟さんが一生懸命耕したり、草刈りしたりしておられますので、私は平木場で頼もしいなと思っております。別にこの土地に対しては、問題ないと思います。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
２番　渡邉　章三　委員

２番　はい、別に問題ないと思いますが、一部ということで３９９㎡の一部残り２１１㎡はどうなっているんですか。

１番　はい。ここはですね、その一部はミカンがですね、まだ元気なところの分については、お兄さんのほうがですね、管理をするということで、だから一部というふうな、今ちょうど草をはらって、そこに栗を植えております。その部分が、その面積、一筆の中を割ったということで一部という表現になっております。以上です。

議長　他にご意見・ご質問はありませんか。

【意見･質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて、２件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　２件目です。６ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、三根郷（地番）、地目　田。面積　１，３３５㎡です。利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は　水稲です。期間は、令和４年６月１日から令和９年５月３１日までの５年間です。平成１９年から借り入れをされており、今回３回目の更新となります。
土地の所在ですが、８ページをお開きください。〇〇線と〇〇線が交差する〇〇交差点の北側に位置しております。赤色で表示してある場所が、申請地となります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。
田中　光夫　推進委員。

推進委員３番　はい。５月１６日の午前中、水谷会長、柳原委員、事務局より３名、それと私の計６名で確認をいたしました。借受け人は（借主）さんということで、この人は結構、長与じゅうの水田を管理しておりましたので、継続ということもあり、問題はないと思います。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１０番　柳原　厚志　委員。

１０番　はい。継続ということで、今、田中委員さんが言われたとおりなんですけど、（借主）さんは水稲に関する機械はですね、大型機械を全部持っておられます。今はドローンも持たれて、ドローンで農薬も散布されています。付近に、今借りられている近くにも、あちこちですねたくさん借りられていますので、機械を持っていらっしゃるし、問題ないと思います。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計

画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、事務局から３件目の説明をお願いします。

事務局　３件目です。９ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、斉藤郷（地番）、地目　田。面積　６７４㎡。利用権の種類は　賃貸借で、具体的な作物名は　水稲です。期間は、令和４年６月１日から令和７年５月３１日までの３年間です。平成２８年から借り入れをされており、今回２回目の更新となります。

土地の所在ですが、１１ページをお開きください。斉藤郷にあります（施設名）の西側に位置しております。赤色で表示してある場所が、申請地となります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本　謙二　推進委員。

推進委員７番　はい、５月の１６日、午後１時半からですね、水谷会長、山﨑局長と森係長と竹中さんと、渡邉委員と私、計６名で現地の確認を行いました。（借主）さんのですね、ちょっと別の用事でミカン畑の園内道の整備するところを１回確認をした後にですね。この水田のところに行って現地を確認しました。継続ということでですね、特に問題はないと思うんですけど（借主）さん自体がですね、水田をたくさん持っていらっしゃいましてまた今年もよい米を作っていただければと思っております。特に問題ないと思います。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

２番　渡邉　章三　委員。

２番　はい。今、坂本委員さんから言われたとおりでございます。ちなみに、２回目ということで、（貸主）さんがですね、もう高齢のために借りて、もう２回目ということです。（借主）さんも水田をですね、１町２反くらい作っておられます。本人も、大型機械のトラクターが２台、コンバインが２台、籾摺り機とか、米に関するものはもう全て、機械化されておりますし、駆除もですね、農協のドローンを使ってされていますから、今からまだまだ広くできるんじゃないかなと、私は思っております。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第４号議案　「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和４年度最適化活動の目標の設定等」について、事務局から説明をお願いします。

事務局　今回追加で議案として上程させていただきました。第４号議案　令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和４年度最適化活動の目標の設定等について、をご覧ください。去年も総会で審議をしていただきましたが、これは、農業委員会に関する法律の中で毎年度の計画と、前年度の活動に対する点検・評価をしなければならないと定められておりますので、今年度も議案として上程させていただきました。

議案書の１ページをお開きください。Ⅰ　農業委員会の状況　について。１　農業の概要として、耕地面積、経営耕地面積、遊休農地面積、農地台帳面積を記載しております。また、その下に農家数、農業者数、経営数を記載しております。２　農業委員会の現在の体制について、新制度に基づく農業委員会の欄に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数及び実数を記載しております。

次のページをお開きください。Ⅱ　担い手への農地の利用集積･集約化　について。１　現

状及び課題です。令和３年３月現在、管内の農地面積５２２ha に対して、これまでの集積面積が２７７ha で集積率は５３％となっています。課題として、「担い手の高齢化が進み、若年層の農業者の数も少ない。本町の農地は樹園地がほとんどで、斜面地に立地している。このことで規模拡大志向も低い。」と記載しております。２　令和３年度の目標及び実績について、集積目標２８７ha に対して集積実績が２９４ha、うち新規実績が１７ha で達成状況は１０２％となりました。３　目標の達成に向けた活動について、活動計画で「委員会と町とが地域の貸借・売買に関する情報共有し、また、農地中間管理事業に協力し、利用権設定等を進めていく」としており、活動実績には「地域で農地を貸したい等の情報を共有しつつ、農地中間管理事業を活用した事例が増加している。」と記載しました。４　目標及び活動に対する評価では、目標に対する評価として「農地中間管理機構を利用した農地の貸出が増えつつあるが、引き続き農地集積推進のために業務遂行に努力していく。」、活動に対する評価として「地域農業者には農地中間管理事業のメリットを周知させると同時に地域の状況を把握しなければならない。」と記載しております。

次のページをお開きください。Ⅲ　新たに農業経営を営もうとする者の参入促進　について、１の現状及び課題の欄に過去３か年分の経営体数と面積をそれぞれお示ししております。課題として「新規参入者と地域農業者が十分な意思疎通がとられた上で、ともに農業従事しているのか不透明。」であることを挙げております。２　令和３年度の目標及び実績　でございますが、参入目標が２経営体の０．６ha に対して参入実績は３経営体の０．６ha となっており、経営体数の達成状況は１５０％、面積の達成率は１００％となりました。３　目標の達成に向けた活動では、活動計画で「随時、新規参入者については、就農計画などの意向を的確に把握し、就農に結びつくよう努力していく。」と記載しております。活動実績として「令和２年５月、令和３年３月に実績あり」となっておりますが、「令和３年５月」に訂正をお願いします。４　目標及び活動に対する評価　について、目標に対する評価は「農林担当課と連絡をはかり達成することができた。」、活動に対する評価は「就農に結びつくよう、農業担当課と情報を共有し連携した。新規就農を増やすには、参入できる農地の情報等の把握などの体制を確立させる必要がある。」と記載しております。

次のページをお開きください。Ⅳ　遊休農地に関する措置に関する評価　についてです。１　現状及び課題。管内の農地面積５８７ha に対して遊休農地面積が９６ha、割合として１６％となっております。２　令和３年度の目標及び実績。解消目標９ha に対して解消実績が５ha、達成状況は５５％となっております。続いて、３　２の目標達成に向けた活動　です。活動計画の中の農地の利用状況調査について、調査員数が３３名、調査実施時期が８～１０月、結果とりまとめ時期が９～１２月、調査方法が「管内全域を調査区域とし、地区別に担当委員を定めて、目視による調査を実施している。」としております。また、利用意向調査について、調査実施時期を１１～１２月としております。これに対する活動実績は、調査員数が３４名、調査実施時期が８～１０月、結果とりまとめ時期が１１～１月となっております。利用意向調査の対象農地は、３２条第１項第１号に該当する、いわゆるＡ判定とされる農地が５５３筆の４３ha、第３２条第１項第２号に該当する、いわゆる低利用の部分が１８０筆の１３ha でありました。４　目標及び活動に対する評価　については、目標に対する評価として「農業者の高齢化等で農業再開が非常に厳しい状態にある。」、活動に対する評価として

「遊休農地解消については、新規就農者や定年帰農者など担い手を確保し、必要に応じて基盤整備を実施しなければならない」と記載しております。

次のページをお開きください。Ⅴ　違反転用への適正な対応　について、１の現状と課題です。管内の農地面積５２２haに対して違反転用面積が０．１４haとなっています。２の令和３年度実績が０．０１haでしたので、０．１３haの増加となっています。３　活動計画・実績及び評価について、活動計画として「違反転用については、早期是正をはかるべく、県とも協力して指導を行う。また、農地所有者に対しパンフレット等での啓発を行う。」としており、実績として利用状況調査（農地パトロール）を実施した旨を記載しました。活動に対する評価として「農地利用状況調査による早期発見と是正指導が必要。」と記載しております。

次のページをお開きください。Ⅵ　農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。１　農地法第３条に基づく許可事務では、１年間の処理件数９件に対して許可が９件。不許可はありませんでした。事実関係の確認の実施状況は「申請書類の審査を行うとともに、直接農業委員会事務局職員、地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員が現地調査を行っている。」、総会等での審議の実施状況は「事務局職員による内容説明の後、法令・審査基準に沿った審議を行う。」と記載しております。審議結果の公表については、議事録にて公表するものとし、処理期間は平均２０日と記載しております。続いて、２　農地転用に関する事務ですが、これは意見を付して知事へ送付する案件です。１年間の処理件数は９件で、実施状況等は１と同じような形で行っております。次のページ、３　農地所有適格法人からの報告への対応について、管内の農地所有適格法人数は３法人で、そのうち報告書を提出しているのが２法人、報告書の督促を行い、提出いただけなかったのが１法人でした。相手方が報告書の提出を失念している可能性が高いため、今後も関係者と接触し、当該書類の提出をお願いしていきます。４　情報の提供等について、賃借料情報の調査・提供ということで、平成２９年４月から、ホームページや窓口で提供を行っています。下段の農地台帳の整備については、整備対象農地８２３haに対して、農地情報、農地所有者情報、利用状況調査結果について年１回の更新を行っております。公表は実施しておりません。

次のページをお開きください。Ⅶ　地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容　についてです。「農地集約化によって規模拡大し、基盤整備実施により農作業の効率化をはかり、高品質種の農産物を生産すべき。」との要望・意見が上がっており、対処内容として、「人・農地プランの取り組み方針として掲げ取り組む。」としております。

最後に、Ⅷ　事務の実施状況の公表等　です。先ほども少し触れましたが、総会の議事録と今回の活動計画の点検・評価は、それぞれホームページへ公開しております。

引き続き、令和４年度最適化活動の目標の設定等について御説明します。

Ⅰ　農業委員会の状況　ですが、１に農業委員会の現在の体制を記入しています。２と３については、農業委員会の調べや農林業センサス、耕地及び作付面積統計などの資料を基に数値を入れております。

次のページをお開きください。Ⅱ　最適化活動の目標　について、１　最適化活動の成果目標の中の農地の集積ですが、現状は管内農地面積５２０haに対して集積面積が２９４haの５７％となっています。令和５年度末に集積率８２％に達することを大きな目標として、今

年度は追加で１０ha、５８％を目標として設定しました。続いて遊休農地の解消についてです。１号遊休農地４３ha のうち、緑区分の遊休農地は２７ha、黄区分の遊休農地は１６ha でした。緑区分、黄区分はそれぞれ「草刈り程度で復旧可能な農地」、「基盤整備を行うレベルでないと復旧困難な農地」と考えていただいて結構です。課題として、「農地利用状況調査を円滑に実施して、遊休農地所有者への指導を行う必要がある」としました。次に既存遊休農地の解消についてです。ａの緑区分の遊休農地の解消に関して、令和３年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積は２７ha であり、解消目標面積を５ha と設定しています。ｂの黄区分の遊休農地の解消に関して、令和３年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地は１６ha であり、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針は「当該所有者の土地利用意向を尊重しつつ、農地の集約化を図っていく。」としました。

次のページをお開きください。新規参入の促進について、令和元年度から３年度までの新規参入経営体数と面積をそれぞれお示ししております。また、課題として「農家出身の子弟が再度農業者として復帰する場合、財政的援助を手厚く支援するべき」と記載しました。下段の目標ですが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を１ha としています。これは国の方針に基づき、過去３年間で行われた権利移動面積の平均をとり、その１割の数値を記載しています。

２　最適化活動の活動目標　について、推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、ひと月当たり８日と設定しました。最適化活動を行う農業委員の人数と農地利用最適化推進委員の人数はそれぞれ１２人と８人です。活動強化月間の設定目標について、強化月間を３回に設定し、令和４年の８月と９月に農地利用状況調査を通じて解消可能な遊休農地を見つけること、令和５年の１月に農地利用状況調査の結果で集積可能な個所を見つけることとさせていただきました。最後に、新規参入相談会への参加目標についてです。町の産業振興課が令和４年８月に、Ｉターン、Ｕターンや中途退職者に対して就農全般や就農場所の相談会を実施する予定です。例年この相談会に、農業委員さんからどなたか１名出席をお願いしています。長くなりましたが、以上で説明を終わります。

１番　今、事務局から説明がありましたけども、農業委員の仕事がですね、ここにある担い手への農地利用集積、集約、それから新規参入、ずっとこう項目があることはですね、皆さん方の業務の一つになっているわけですね。これをどう全体トータルして評価するかということになっております。ですから、年度初めに目標設定をして、それがどれだけ達成率があるかということがですね。全体評価で、これが、インターネット等での公表もしますよね。外が見る評価なんですね、そういうことです。取りあえずですね、まず点検評価の部分まで含めて、御意見御質問がありましたらどうぞお願いをしたいと思います。目標設定はまた後で皆さんと一緒に話をしたいと思います。

議長　今の事務局からの報告について、何か尋ねたいことはありませんか

山口　健士　推進委員

推進委員
４番

ただいま説明いただきました、この資料１１ページ、この最適化活動の目標で、１人当たりの活動日数がひと月あたり８日って記載されておりますけど、前にもちょっとお尋ねしたと思うんですけど、この８日っていうのは、回数じゃなくて、１日何時間っていう、時間規定されているんですかね。

事務局

この時間設定はされておりません。１日５分でも、１日カウントになりますので、活動記録セットが８枚あれば、８日分という格好になりますので、ただこの総会に出ましたよとか、そういうものについては、１日にカウントされませんので、あくまでも最適化の利用関係で８日の活動があるのかどうかということになってきます。で、今回総会来られた中で、農地をちょっと見ていただいてそこの異常がないかっていうことを表記していただくような格好になりますので、上段で総会に出席しましたよということと、下段のほうに、もう１枚同じ日付で書いていただければ、活動がされたという格好にはなってきます。以上となります。

１番

この前も提案がありましたように、例えば、もう必ず総会の後には、地区別で協議をして、あそこの問題はどうだこうだとか、そういうことをですね、もう１日につけ加えようと。そうしないとですね、国が、１０日というのを一つの目印にしてきたんですけども、８日から１３日の間というふうな目標設定が出来ますので、最低８日ということをですね事務局と相談してる。これ、非常に厳しい、もうこの前、私が４月の事例を見たときに、私、会長で１０日ぐらいだったんですけども、半分の５日にならんかという話も協議をしたんですけども、どうもですねえ、それで国もなんていうか鞭を打っていくというか、国のですね評価、それから、皆さん方に配分する最適かのですねこの配分金とですね。どうもこうなかなか整合つかないということで、一応８と。皆さんきついですけども、だから、できれば１週間に２回はね、現地を見る、それから、相談を受ける。総会等については今言ったカウントしないということになりますから、総会の日には必ず、終わってから協議をして、それを１回に必ず入れてください。

事務局

すみません、補足なんですが、この目標設定ですけども、あくまでもこれは公表をするものとなってます。最適化交付金でもらうものと、この活動目標というのは、似てはいるんですけども、ちょっと切り離されたところになっておりますので、これはあくまでも、活動目標として上げて、８日でカウントすることによってそれをクリアすると。この部分については加算点がもらえるんですが、最適化交付金、お金をもらうほうになりますと、これが１０日という基準があります。ですので年間で換算すると、月平均１０日ですので、１２０日間、これが１２１日すると、加算点がさらにもらえる、ただ惜しくも１１９日間だったら、下回りますので１０日以下となって点数が下がるという格好になりますので、あくまでもこの最

適化交付金と活動目標ですね、若干違うので、同じというふうには考えずに、今回は活動目標のほうでの設定ということで理解していただければと思っております。以上です。

１番　この件で４月動いてみて、４月５月動いてみて４月はちょっと遅かったんですけども、４月の後半から５月動いてみてどうですか。クリア出来そうですか。

この活動記録の話は、総会終了後にもう１回、やりたいと思います。そこで議論していただくと、活動したという格好になりますので、今この段階ではあくまでも目標の話だけ進めさせていただければと思います。

評価で何かありませんか。要するに、後ろのほうに評価の中に、３条４条５条の分だけありましたけども、それ以外に、本当にたくさんのですね仕事を、農業委員と推進員にですね、課せられてると。この日誌を書くことによって、また国からそういうことを言われることによって改めてですね、何か感じるような事もありますけどもね。ぜひ、この評価も一つ見ていただければというふうに思います。これ異議なければ、議案として通していきたい、４年度もですね。計画等の数値として県のほうに進達していきたいと思います。

議長　他にご意見・ご質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

提案のありました「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和４年度最適化活動の目標の設定等」について、農業委員の挙手で賛否をとります。

この内容に、異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認、議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、この内容に決定いたします。

ここで休憩を取ります。１１時から会議を再開します。

【休憩】

それでは会議を再開します。これからは報告事項に移ります。
農地改良届出の報告について、事務局お願いします。

事務局　それでは、報告いたします。
まず、令和４年５月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。
続きまして、農地改良届出の報告です。１ページをご覧ください。
土地の所在等は、長与町斉藤郷（地番）。地目　畑。面積　６８６㎡。長与町斉藤郷（地番）。地目　畑。面積　１，７６６㎡。２筆合計２，４５２㎡のうち１８０㎡の改良となります。所有者・耕作者ともに、（氏名）さん。長与町斉藤郷（地番）。以上のとおり園内道路整備届が令和４年５月６日に提出され、現地確認を令和４年５月１６日に行いましたので報告します。令和４年５月２５日　農業委員　渡邉章三、農地利用最適化推進委員　坂本謙二。代読でございます。
届出の場所を申し上げます。２ページをお開きください。斉藤郷と岡郷を結ぶ〇〇橋の西側に位置しております。赤色で表示してある場所が、申請地です。
なお、農地の正確な形状等につきましては、４ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

１番　この改良届についてはですね、どうしても補助を、町のほうからですね。生コンとか、それから造成の一部とかいただくためには、この改良届を出してですね。その確認という形になりますので、特に皆さん方が近所でいろいろされるときはですね、ぜひこういう届けをしていただいて、それで、そういうものをですね。給付を受けるというふうな形にしていただければと思います。そうですね、関連のところ、今まではちょっと、その先のところもこういう名前を借りるという、２件以上というふうになっていましたけど、今も１件でよくなったんじゃなかったかなと思いますが、はい。前は３件だったんですね、それを２件、もう今単独でもというような、出来てるようです。

議長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ね無し】

以上で報告事項を終わります。
次は、行事報告です。事務局からお願いします。

【この後、令和４年５月の行事報告が行われた】

６月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　６月２３日（木）９時００分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議長　以上をもちまして、長与町農業委員会５月総会を閉会します。